

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表平成30年8月22日(水)

【照会先】

岩手労働局労働基準部賃金室 室 長 鈴木 千春 室長補佐 松田 有司 電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県最低賃金が762円(時間額)に改正されます。 (平成30年10月1日に改正発効)

岩手労働局長(永田 有)は、平成30年8月31日(金)岩手県最低賃金を762円(時間額)に改正することを官報に公示し、改正岩手県最低賃金は、平成30年10月1日(月)に発効することになります。

<備考>

[適用対象労働者]

全ての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む。)に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

[対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。 [岩手県最低賃金と特定(産業別)最低賃金]

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」が設定されており、特定(産業別)最低賃金については、現在、岩手地方最低賃金審議会において改正に向けた調査・審議が行われております。